

女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」について

当社は、令和3年6月1日付で宮城労働局より女性活躍推進法第9条に基づく「基準認定一般事業主」として認定を受け、「えるぼし（認定段階3）」を取得いたしました。



えるぼし認定とは、一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定され、「採用」「継続就業」「労働時間」「管理職比率」「多様なキャリアコース」の5項目それぞれの基準を満たした項目数によって3段階に分けられます。



当社では今後も、女性を始めとする全ての社員が仕事と家庭生活を両立し、キャリア・アップに対する意欲を持ちながら、各種取り組みや環境の整備を進めることで、質の高い医療サービスの提供を行い、地域の皆様に選ばれ続ける薬局を目指してまいります。